



「親子断絶防止法案」(仮称)の問題点のまとめ

「面会交流等における子どもの安心安全を考える全国ネットワーク」作成

親子断絶防止議員連盟において「父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案」が検討されています。多くの疑問、不安、危惧の声が上がる中で、現在修正が加わり各政党からの意見聴取の段階とのことです。しかし、懸念が払しょくできる内容となるかどうかは今のところ不明です。こうした状況を踏まえながら、公になっている法案の案の骨組みを参考に、立法への危惧をまとめました。ご一読ください。

1、DV や虐待があっても我慢しなさい？

法案の案の大きな問題点の一つは第8条です。「子の監護について必要な事項に関する取り決めを行ってから」別居や離婚をすることが望ましく、国や地方自治体は「必要な啓発活動、相談、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする」という趣旨になっているようです。

DV 被害者から「離婚のことなど怖くて夫に言えない。まして離婚後のことなど話題にできない。DV を我慢しろ、逃がさないということなのでは」という訴えが相次いでいます。確かに、別居前の面会の取り決めが当たりまえとされてしまったら被害者は更に追い詰められます。自殺念慮、子どもを置いて家を逃げざるを得ない状況等が危惧されます。DV 法や児童虐待防止法との調整について言及がありますが、具体的にどうするのかはまだ全く不明です。

地方自治体のどの部署が担当し、どのような手続を用意するのも大問題です。「特別な配慮対象」か否かによって提供する行政サービスが異なるので、「DV や虐待」か否かを判断する必要がありますが、裁判所でさえ事実認定に苦労しているのに、自治体の窓口で判断することが果たしてできるのでしょうか。

地方自治体は、DV や虐待と判断すれば、加害者とされた側から「誤った判断をした」とクレームをつけられ、場合によっては訴訟リスクもあります。他方、DV や虐待の判断を躊躇すれば被害が継続し、DV 法や児童虐待防止法の趣旨に反する事態となります。このような事態について法案の案には何の手当も用意されていませんが、実務(現場)ではここが肝心なところではないでしょうか。

なお、子どもを連れて出て行くことが子どもの生活の激変になることが懸念されるということならば、DV 法を改正し、各国のように加害者を自宅から出て行かせる別居命令を設けることなどが考えられます。

2、子どもの安全と安心が守られない

大切なのは、子どもに安全と安心を保障することです。オーストラリアでは、2006年、面会交流等別居親の関わりを強める法改正を行いました。ところが、DV・虐待が多発し、2009年にダーシー・フリーマンという4歳の女の子が面会交流中に父親によって殺されるという事件が起きました。この事件を踏まえ、2011年、安全安心こそ子どもの福祉であるとの考えの下に再度の法改正を行い、**非身体的なDV虐待を含む家族間暴力があった事案では別居親との交流より安全安心を優先するとともに、暴力を訴えにくくさせるような友好的親ルールなどを削除しました。**大変示唆的な事例です。法案の案には、DV や虐待への対応として「子の最善の利益に反することとならないよう…特別な配慮がされなければならない」とありますが、これではまったく不十分です。

「特別な配慮」は、「子の最善の利益に反するおそれを生じさせる事情」がある場合にだけ認められるものであり、**虐待やDV等があったら即該当するとは考えられていない**ようです。そもそもDV や虐待(特に日常の暴言や、性的虐待、折檻など)は客観的証拠が残りにくいものですが、客観的証拠が明白に認められないDV や虐待は「特別な配慮」の対象外とされる可能性が高いこととなります。子どもが「会いたくない」と言っている場合も、

目に見える虐待がなければ「特別の配慮」の対象外とされ、それどころか「本当は会いたくないはずだ」「監護親が言わせている」、監護親の（会わせるための）「努力不足」等とされて、子どもと監護親が追い込まれる事態になりかねません。また、特別の配慮の具体的な内容は面会交流の「実施の場所、方法、頻度等」だけとなっています。しかし、DV や虐待は後々も子どもの心に深刻な打撃を与えていますから、**場所や頻度の調整さえあれば安全な面会交流が実施できる**とは考えられません。面会交流の際に子どもが連れ去られるリスクもあります。

3、子どもの意思の尊重を

法案の案では、残念ながら、**子どもの気持ちに沿った面会交流を行うとは明記されていません**。子どもたちの気持ちはとても複雑なはずで、両親以外の専門家などの支援によって、子どもたちがためらわずに気持ちを表明することができる環境、安全で安心できる環境を整えることを明文化してする必要があります。

4、親子の関係は一人ひとり違います

法案の案の方向性は「離婚等の後においても子が父母と継続的な関係を持つことは、原則として子の最善の利益に資する」というものです。しかし、DV や虐待など暴力がある場合はもちろん、父母間の紛争性が高くても、別居親との面会等関係継続は子の適応を害することが明らかにされています。

子どもも親も一人ひとり違います。親子の関係も千差万別、時間の経過によっても変化していくものです。「別居親との関係継続が原則として子の利益に資するとは言えない」という心理学的研究知見もあります（事案によりけりということ）。「親子は会った方がよい」と考えてしまいがちですが、**そのような画一的な判断は子どもの心に沿っていない実態もあります**。

5、もっと必要な支援があります

家庭裁判所は、現在、DV や虐待があってもよほどのこと（直接子どもへの激しい身体的虐待や性的虐待など）がない限り面会交流を認めています。しかし、適切なリスク評価とスクリーニングがあるか不明ですし、DV や虐待の加害者の自省やカウンセリング受講などは要件とされず、被害者と子どもの回復支援も用意されていません。**リスク評価とスクリーニング、加害者への更生教育、被害者の回復支援などの十分な検討が必要です**。

法案の案は、面会交流等の取り決めを当事者に任せる仕組みですが、そうなれば家庭裁判所に調停等を申し立てる父母も増えるでしょう。しかし、**家庭裁判所は事件増加への対応でパンクしそうな状態**です。人的物的拡充とともに、DV や虐待の子どもへの影響等についての研修の充実などを急ぎ行う必要があります。

安全に面会できる施設や付き添いスタッフの提供、親のトレーニングなどが必要です。法案の方向性の中には、盛り込まれていないようですが、こうした仕組み作りこそ先行して検討すべきところではないでしょうか。



「面会交流等における子どもの安心安全を考える全国ネットワーク」について



2016年8月に「親子断絶防止法案」が国会に上程！？という報道がありました。法案の案を拝読して驚きました。これでは、「子どもたちが辛くなる」と。離婚や別居の法的な手続きにかかわる弁護士の方や、女性と子どもの支援団体のスタッフなどが何度か勉強会を持ち、全国の友人知人に呼びかけてネットワークを作りました。Nothing About Us, Without Us. どんなことも、「当事者抜きで決めてはいけません」のです。この法案の案が対象としているのは「子どもたち」のほうです。会いたい親の利益より、子どもたちの利益を考えなくては。そんな思いで、現在、国会議員の方へのロビー活動や院内の勉強会などに取り組んでいます。

<http://nacwc.net/> an.an.menkai@gmail.com